株主各位

福岡県久留米市天神町146番地

株式会社 **梅** の 花 代表取締役社長 本 多 裕 二

第44回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第44回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト https://www.umenohana.co.jp/investor/

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、「第44回 定時株主総会招集ご通知」及び「定時株主総会その他の電子提供措置事項(交付書面省略事項)」をご確認ください。)

東京証券取引所ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「梅の花」又は「コード」に当社証券コード「7604」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、書面(郵送)又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年7月25日(火曜日)午後5時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社の指定する議決権行使サイト (https://evote.tr.mufg.jp/) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」あるいは「ログイン用QRコード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、3頁の【インターネットによる議決権行使のお手続きについて】をご確認いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2023年7月26日 (水曜日) 午前10時

2. 場 所 福岡県久留米市六ツ門町16-1

ホテルニュープラザ久留米 3階 筑紫の間

3. 会議の目的事項

報告事項

- 1. 第44期(2022年5月1日から2023年4月30日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第44期(2022年5月1日から2023年4月30日まで)計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 定款の一部変更の件 第3号議案 吸収合併契約承認の件

第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 6名選任の件

第5号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

以上

ご出席の株主様へのお土産及び会場でのお茶のご用意はございません。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

- ◎書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁に記載のインターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面を併せてお送りいたしますが、当該 書面は、法令及び定款第15条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

株主総会参考書類の「第3号議案 吸収合併契約承認の件 3.会社法施行規則第191条各号に定める事項の内容の概要(5)吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容|

【インターネットによる議決権行使のお手続きについて】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面(議決権行使書)またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

- 1. 議決権行使サイトについて
 - (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト (https://evote.tr.mufg.jp/) にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)
 - (2) インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
 - (3) インターネットによる議決権行使は、2023年7月25日(火曜日)午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。
- 2. インターネットによる議決権行使方法について
 - (1) パソコンによる方法
 - ①議決権行使サイト (https://evote.tr.mufg.jp/) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
 - ②株主様以外の第三者による不正アクセス ("なりすまし") や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
 - ③株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
 - (2) スマートフォンによる方法
 - ①議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使が可能です。

(「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。)

②スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記2.(1)パソコンによる方法にて議決権行使してください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

- 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
 - (1) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の 内容を有効として取り扱わせていただきます。
 - (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- 4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株主様のご負担と なります。

以上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFΙ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

・電話 0120-173-027 (受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

事業報告

(2022年5月1日から2023年4月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、まん延防止等重点措置の全面解除に伴う行動制限の緩和や2022年10月に政府より実施された入国制限緩和等によって、経済活動の制限も徐々に緩和され、持ち直しの動きが続いております。しかしながら、ウクライナ情勢の長期化や原材料価格と光熱費の高騰、原材料の安定供給への不安並びに物価上昇等依然として先行き不透明な状況が続いております。

外食業界におきましては、飲食店舗の営業制限解除後も夜間の外食需要と大人数での会食需要が回復しない状況が続いておりましたが、2023年3月以降の行動制限緩和や政府による各種政策の効果もあり、消費者の外食意欲が戻りつつあります。また、大人数での会食需要やインバウンド需要が回復傾向にあり、来店客数が回復傾向にあります。しかしながら、コロナ禍前の売上水準に達しておらず、加えて原材料価格及び光熱費の高騰、原材料の供給不安定や人手不足等の影響により、業界を取り巻く環境は厳しい状況が続いております。

当社グループにおきましても、飲食店舗は未だコロナ禍前の売上水準に回復していないものの、従来取り組んでまいりましたコスト削減活動を継続するとともに、付加価値の高い商品提供による客単価の向上や、グループ店舗における当社セントラルキッチン製品の積極的な利用による収益向上に尽力いたしました。また、お客様のライフスタイルの変化に対応することを目的に、自宅で手軽に「梅の花」の弁当や惣菜、「古市庵」の寿司等が楽しめるように冷凍惣菜を開発し、一部店舗において冷凍自動販売機での販売やスーパー等の小売業への外販強化を行いました。

社会活動の一環として、生産者との共存共栄を目的に北海道において、全量買い取りを前提とした豆腐用大豆「ゆきぴりか」の契約栽培を継続し原料の安定確保に努めるとともに、豆腐の加工に適さない大豆の商品化等の食品ロスの削減にも取り組んでおります。さらに生産者との共存共栄の拡大と環境問題への取り組みとして、京都と久留米の2ヶ所のセントラルキッチンにて年間273トンの食品残渣を廃棄しておりましたが、バイオコンポスターを導入し発酵分解処理を行った生成物を、協力企業が回収し堆肥化した上で農作物の生産者へ提供いたします。生成された堆肥を使用した農作物を当社が直接規格外品も含めた全量を買い取るリサイクルシステムを構築しました。その結果、食品残渣の年間廃棄量を100%削減いたしました。

また、脱炭素社会を目指す環境問題に対応するためCО₂削減を目的に物流センターか

ら店舗への配送に使用する資材を発泡スチロールとドライアイスからリサイクルコンテナと再利用できる高性能の保冷剤への切り替えを行い、ドライアイスの年間使用量を約70%削減いたしました。

店舗の出店及び退店につきましては、2店舗出店及び9店舗退店し、当期末の店舗数は283店舗となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は274億56百万円(前期比121.5%)となり、営業利益は89百万円(前期は営業損失16億30百万円)、経常利益は14百万円(前期は経常損失17億92百万円)、親会社株主に帰属する当期純損失は4億40百万円(前期は親会社株主に帰属する当期純利益2億17百万円)となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

(外食事業)

外食事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を断続的に受けたものの、 行動制限の緩和や政府の各種政策の効果もあり回復傾向が続いておりますが、依然として コロナ禍前の売上水準には戻っておりません。

「湯葉と豆腐の店 梅の花」、「和食鍋処 すし半」につきましては、季節の食材を存分に楽しめる懐石等の季節メニューのブラッシュアップや「ランチぷらす企画」と題し、お手頃な追加料金でのプラス一品、デザート付きの販売を行い、お客様満足度に加え客単価向上に努めてまいりました。また、うなぎ弁当、おせち、福袋、恵方寿司やひなちらし寿司等の季節のイベントに合わせたテイクアウト及び宅配の強化に取り組み、売上確保に努めてまいりました。

販促活動として、インフルエンサーを起用した情報発信、SNSやWEB媒体等を使用した集客と認知度の向上に取り組むとともに、梅の花においては、株主様を対象にした公開試食会を九州地区、関西地区並びに関東地区で実施しております。

また、「湯葉と豆腐の店 梅の花」、「かにしげ」並びに「チャイナ」業態においては 価格改定を実施し、人件費上昇や原材料価格高騰の対応を行いました。

「海産物居酒屋 さくら水産」につきましては、回復基調にあるものの遅い時間帯や二次会の需要等は依然として厳しい状況が続く中で、「ハッピーアワー」の実施、ランチメニューの改定並びにSNS等を利用した情報発信を行うとともに、新たな取り組みとして、さくら水産朝霞台北口店にて、毎月最終土曜日に「まぐろ解体ショー」を実施する等、来店客数の増加、認知度向上並びに顧客接点強化に取り組んでおります。

新業態につきましては、4月に「梅の花の定食や うめまめ」を大阪府門真市のショッピングモールに出店いたしました。

以上の結果、外食事業の売上高は152億48百万円(前期比129.2%)、セグメント利益2億17百万円(前期はセグメント損失13億39百万円)となりました。

店舗数につきましては、梅の花は72店舗、すし半は2店舗退店し9店舗、さくら水産は22店舗、その他店舗は1店舗出店及び1店舗退店し18店舗、外食事業の全店舗数は121店舗となりました。

(テイクアウト事業)

テイクアウト事業におきましては、行動制限の緩和により外出機会が増え百貨店への来 客数が増加したことにより回復傾向が続いております。

梅の花・古市庵ブランド共に丑の日、クリスマス、おせち、福袋、節分商品並びにひな祭り等のイベント企画商品の販売が好調なことにより、売上高は堅調に推移いたしました。

また、梅の花・古市庵ブランド共に商品の価格改定を実施し、人件費上昇と原材料価格高騰に対応するとともに、店舗における効率的な商品製造や人員配置等の指導、並びに廃棄及び値引き等のロス抑制等による原価率改善等、収益改善に努めてまいりました。

以上の結果、テイクアウト事業の売上高は104億39百万円(前期比110.2%)、セグメント利益6億83百万円(前期比153.9%)となりました。

店舗数につきましては、古市庵テイクアウト店は5店舗の退店により106店舗、梅の花テイクアウト店は1店舗出店及び1店舗退店し51店舗、その他店舗は5店舗、テイクアウト事業の全店舗数は162店舗となりました。

(外販事業)

外販事業におきましては、新しい試みとして冷凍おせちの製造を受託する等、既存商品の販売と合わせて事業の強化を行いました。冷凍寿司等の冷凍商品を量販店向けに販売強化を行うとともに、引き続き新規取引先の開拓を行ったことで売上高は好調に推移いたしました。

牡蠣を中心とした水産加工品を製造する株式会社丸平商店につきましては、製造工程や物流の見直しによるコスト削減を行うとともに、品質の向上及び新商品の製造を目的に工場設備の増強に取り組んでおりますが、今シーズンの広島産牡蠣の不漁により仕入価が高騰しているため、より一層原材料の廃棄ロス等の管理を行い原価率改善並びに収益改善に努めております。

また、新商品開発に向けた研究及び試作にも取り組んでおります。

以上の結果、外販事業の売上高は17億68百万円(前期比134.5%)、セグメント損失77百万円(前期はセグメント損失1億50百万円)となりました。

			期	別	別 第 43 期 2021年5月1日から 2022年4月30日まで				第 44 期 2022年5月1日から 2023年4月30日まで			
t	2グメ	ント別			売	上	高	売	上	高		
外		食	事	業		11,80	1, 303		15, 24	18, 634		
テ	1	クア	ウト	事 業		9, 47	5, 562		10, 43	39, 295		
外		販	事	業		1, 31	4, 873		1, 76	68, 603		
	合			計		22, 59	1, 738		27, 45	56, 533		

(注) セグメント間取引については、相殺消去しております。

(2) 企業集団の設備投資の状況

当連結会計年度の敷金及び保証金を含む設備投資額は6億87百万円であります。主として、外食事業における1店舗の新規出店による63百万円、テイクアウト事業の改装工事等による52百万円、工場の製造設備の改修工事及び太陽光発電設備導入による1億76百万円、工場におけるバイオコンポスター導入等(リース)による46百万円、店舗隣接の土地(大阪市西淀川区)の購入による94百万円であります。

(3) 企業集団の資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、金融機関からの経常的な借り入れであります。

(4) 企業集団の対処すべき課題

少子高齢化や人口減少時代の到来により日本国内の食のマーケットの縮小に加え、ライフスタイルの変化が事業運営に影響を及ぼしております。

さらにウクライナ情勢の長期化、原材料価格と光熱費の高騰、原材料の安定供給への不安、 物価上昇並びに人手不足等、依然として先行き不透明な事業環境が続いております。

そのような中、当社グループは、引き続き既存事業における収益構造の見直しによる損益分岐点売上高の低減、外販事業強化によるセントラルキッチンの製造機能と製造品目の拡大、収益力向上を目的とした設備の増強等、収益力の強化による財務の健全化を図ってまいります。

一方で長期にわたった新型コロナウイルス感染症の影響は、まん延防止等重点措置の全面解除に伴う行動制限の緩和や2022年10月に政府より実施された入国制限緩和等によって、経済活動の制限も徐々に緩和され持ち直しの動きが続いております。外食産業市場動向調査や全国百貨店売上概況においては、コロナ禍前には及ばないものの売上高が回復傾向にあること、政府の各種政策の効果により消費者の外食意欲が戻りつつあること、また、お客様のライフスタイルの変化に対応した営業政策に舵を切るとともに、原材料価格と光熱費の高騰、原材料の安定供給への不安、物価上昇並びに人手不足等への迅速な対応が課題と認識しております。

また、社会貢献活動を目的に生産者との共存共栄に取り組むとともに、環境問題に対応するため、セントラルキッチンにおける食品残渣のリサイクルや物流部門でのドライアイス使用量

の削減に努めております。

①事業展開

(外食事業)

「湯葉と豆腐の店梅の花」につきましては、季節食材を楽しめる懐石等の季節メニューの強化や、付加価値の高い商品提供による客単価の向上、お客様のライフスタイルの変化に対応した商品展開を進めております。また、SNS並びにWEB媒体等を使用した情報発信を行い、集客力、認知度向上並びに顧客接点強化に努めてまいります。

また、弁当や惣菜等の宅配や持ち帰り商品の販売強化とともに、冷凍自動販売機による冷凍弁当や惣菜の販売に注力いたしました。

「和食鍋処 すし半」につきましては、平日限定ランチやお酒が飲める一品メニューを取り入れる等、メニュー見直しを行い来店客数の増加及び客単価向上に加え、食材ロスの抑制や冷凍自動販売機による冷凍弁当や惣菜の販売にも取り組んでまいります。

「海産物居酒屋 さくら水産」につきましては、ランチメニューの改定や「まぐろの解体ショー」を行う等、集客と認知度向上に努めております。また、総合居酒屋業態及び低価格帯からの脱却に向け、家族でも楽しめる魚に特化した居酒屋をコンセプトに光が丘店を新業態「海鮮処 魚さま」に転換し、市場直送の鮮魚を店舗で捌き提供するメニュー等、質の高い美味しい料理をお手頃価格で食べられる店に変更しております。

(テイクアウト事業)

テイクアウト事業におきましては、梅の花業態では美味しい、安心・安全に加え、身体にや さしくヘルシーな商品開発、古市庵業態では本格的な味から個性豊かなオリジナル寿司等幅広 い世代に合ったお手頃な価格の商品開発を進めております。また、両業態とも季節感及びトレ ンド感を重視した商品の開発を行い、季節商品や季節イベント商品等の拡充による固定客の来 店頻度の向上及び新商品開発による新規顧客層の取り込みを強化しております。

また、最低賃金の上昇及びウクライナ問題等、今までにない原材料価格の高騰への対応に向けて、販売価格の改定を行うとともに、高単価商品へのシフト等商品構成の変更や接客販売の強化による客単価アップに努めました。また、値引き販売の抑制のための顧客の来店動向に応じた品揃えを徹底し、販売機会損失が発生しないように店舗管理に努めております。

(外販事業)

既存取引先への深耕を行うとともに、新規取引先としてスーパー等の小売業への販売強化を 行いました。また、新規に冷凍寿司等の開発を行い、セントラルキッチンの製造量の増加に加 え、ブランド価値及び認知度の向上を目的とした梅の花及び古市庵ブランドの商品の販売、丸 平商店製造の牡蠣フライ等の水産加工品の販売を強化してまいります。

(海外展開)

タイにおける既存事業については、S&Pシンジケート社との合弁事業を解消するとともに、梅の花ソラリア店及び現地工場の運営管理強化を行い、収益改善に努めております。

新規展開につきましては、現地の経済状況、インフラ等の環境整備等を総合的に勘案し、慎重に取り組んでまいります。また、現地の状況に応じた業態やブランドの選択、フランチャイズ運営等柔軟な対応による拡大を進めてまいります。

(人員対策)

セントラルキッチンにおける製造人員不足の解消に向けて、外国人技能実習生共同受入事業、特定技能外国人支援事業並びにそれらの職業紹介事業を行うことを目的としたPlum協同組合(非連結子会社)により、各部門に向け技能実習生及び特定技能外国人を積極的に採用することに取り組んでまいります。

(設備投資等)

既存業態からの転換も含めた新業態開発、セントラルキッチンの生産設備等の事業基盤の拡充及び長期安定収益の確保を目的とした土地や既存の保有資産の有効活用に取り組むことを想定しておりますが、コロナ禍の回復状況を注視しながら、慎重な投資を進めてまいります。

②収益改善策

製造部門におきましては、店舗調理作業の効率化や味・品質の安定を図るため、セントラルキッチンによる内製化の効果を再検証した商品開発を継続してまいります。また、機械化・自動化、類似商品の集約や不採算商品の削減等、生産性向上対策に加えて、外部企業に製造を委託しておりました食材の内製化、商品の保存期間の延長のために導入した急速冷凍機の活用の強化を図ります。

物流部門におきましては、配送に使用する発泡スチロールやドライアイスをリサイクルコンテナや再利用が可能な高性能の保冷剤へ切り替えを行いCO2削減に努めております。

また、情報システム再構築プロジェクトにてDX推進を進めており、効率化等のコスト削減を継続してまいります。

旧大阪セントラルキッチン跡地に賃貸物件を建設し、ストック事業に取り組んでまいります。また、グループ内の土地活用を検討してまいります。

(5) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

		期別	第 41 期 2019年5月1日から	第 42 期 2020年5月1日から	第 43 期 2021年5月1日から	第 44 期 2022年5月1日から
区分			2020年4月30日まで	2021年4月30日まで	2022年4月30日まで	2023年4月30日まで
	L 高	(百万円)	30, 462	21, 603	22, 591	27, 456
経常利経常損気	益 又 は 夫 (△)	(百万円)	△1, 361	△2, 396	△1, 792	14
親会社株主当 期 純 利当 期 純 損		(百万円)	△4, 391	△1, 921	217	△440
1 株 当 7 純利益又は 当期純損失			△548. 48	△239. 89	19. 58	△55. 01
総	資 産	(百万円)	26, 007	28, 162	28, 699	25, 304
純維	資 産	(百万円)	3, 412	1, 190	3, 132	2, 541
自己資	本 比 率	(%)	11.0	3.6	10.4	9.9

- (注) 1.1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。
 - 2. 当社は、第42期より「株式給付信託 (J-ESOP)」を導入しております。 1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己株式分の他、株式給付信託 (J-ESOP)に残存する当社株式を控除して算定しております。
 - 3.「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第43期の期首から適用しており、第43期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な子会社の状況 (2023年4月30日現在)

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社梅の花サービス西日本	10,000千円	100.0%	飲食店経営
株式会社梅の花サービス東日本	10,000千円	100.0%	飲食店経営
株式会社梅の花サービス九州	10,000千円	100.0%	飲食店経営
株式会社古市庵プラス	10,000千円	100.0%	テイクアウト店経営
株式会社丸平商店	10,000千円	100.0%	水産加工品の製造販売
株式会社すし半	1,000千円	100.0%	飲食店経営
株式会社テラケン	10,000千円	58.0%	飲食店経営
株式会社三協梅の花	10,000千円	70.0%	飲食店経営

⁽注) 当社の連結子会社であった株式会社梅の花 p l u s は、2022年5月1日付で株式会社古市庵を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲より除外しております。なお、株式会社古市庵は、2022年5月1日付で、株式会社古市庵プラスに商号を変更しております。

(7) 企業集団の主な事業内容(2023年4月30日現在)

区 分	事 業 内 容
外食事業	「湯葉と豆腐の店 梅の花」、「和食鍋処 すし半」、「海産物居酒屋 さくら水産」を主とした飲食店の経営
テイクアウト事業	百貨店等で寿司を中心に販売する「古市庵テイクアウト店」や梅の花の商品や季節の食材を使った惣菜を主に販売する「梅の花テイクアウト店」の 経営
外販事業	水産加工品の製造販売、梅の花及び古市庵ブランドの商品販売

(8) 企業集団の主要な事業所及び工場(2023年4月30日現在)

① 当社の主要な事業所及び工場 本社 久留米セントラルキッチン 京都セントラルキッチン 佐野セントラルキッチン

福岡県久留米市 福岡県久留米市 京都府綴喜郡井手町 栃木県佐野市

② 子会社

会社名	本店所在地	主要な事業所
株式会社梅の花サービス西日本	福岡県久留米市	大阪市旭区
株式会社梅の花サービス東日本	福岡県久留米市	東京都千代田区
株式会社梅の花サービス九州	福岡県久留米市	福岡県久留米市
株式会社古市庵プラス	福岡県久留米市	大阪市旭区
株式会社丸平商店	山口県山口市	山口県山口市
株式会社すし半	福岡県久留米市	大阪市旭区
株式会社テラケン	東京都千代田区	東京都千代田区
株式会社三協梅の花	福岡県久留米市	東京都千代田区

③ 営業店舗

(3) 宮	了業店舗 						テイクア	ウト車器		
		,	小 及争来							
都道府県	湯葉と 豆腐の店 梅の花	和食 鍋処 すし半	海産物 居酒屋 さくら 水産	その他	合計	古市庵	梅の花	その他	合計	総合計
北海道	1				1				0	1
宮城県	1				1	2	2		4	5
福島県	1				1	1			1	2
茨城県	1				1	1	1		2	3
群馬県					0	1			1	1
埼玉県	3		5		8	4	1		5	13
千葉県	3		2		5	5	1		6	11
東京都	12		10	2	24	24	10		34	58
神奈川	4		3	1	8	13	4		17	25
新潟県	1				1				0	1
富山県	1				1	1	1		2	3
石川県	1				1	2	2		4	5
福井県	1				1				0	1
岐阜県	1				1	1			1	2
静岡県	2				2	1	2		3	5
愛知県	4		1	1	6	6			6	12
三重県	1				1				0	1
滋賀県	1				1	1			1	2
京都府	2				2	3			3	5
大阪府	7	7	1	5	20	14	10		24	44
兵庫県	3	2		1	6	6	4		10	16
奈良県	1				1	2	1		3	4
和歌山					0	1			1	1
岡山県	1				1	1	2		3	4
広島県	2				2	2	2	1	5	7
山口県					0	2	2		4	4
愛媛県	1				1	1	1		2	3
福岡県	9			5	14	5	3	3	11	25
佐賀県	2			3	5			1	1	6
長崎県	2				2	2			2	4
熊本県	1				1				0	1
大分県	1				1	2			2	3
宮崎県					0	1			1	1
鹿児島	1				1	1	2		3	4
合計	72	9	22	18	121	106	51	5	162	283

(9) 企業集団の従業員の状況 (2023年4月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事	業	区	分	使	用	人 数	前連結会計年	度末比増減
外	食	事	業	:	343	(1,712) 名	_	(275名増)
テ	イクア	ウト	事 業		250	(865)	8名減	(12名減)
外	販	事	業		28	(193)	2名増	(17名減)
全	社 (共	通)		38	(26)	8名減	(4名増)
合			計		659	(2, 796)	14名減	(250名増)

- (注) 1. 使用人数は就業人員(当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員(1日8時間勤務換算による月平均人数)を ()外数で記載しております。
 - 2. 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使	用	人	数	前事業年度末比増減	平	均	年	齢	平均勤続年数
	132	(341)	名	2名増(31名増)			42.1	歳	13.41年

(注)使用人数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員(1日8時間勤務換算による月平均人数)を()外数で記載しております。

(10) 企業集団の主要な借入先 (2023年4月30日現在)

		借			入			先			借	入	金	残	高
株	式	会	社	西	日 本	シ	テ	イ	銀	行				4, 959	,215千円
株	式	会	社	福	ì	r]	釗	艮		行				4, 254	, 460
株	式	会	社 日	本	政	策	金属	融	公	庫				2, 633	, 200
株	式	会	社	商	工 組	合	中	央	金	庫				1, 569	, 780

2. 会社の株式に関する事項(2023年4月30日現在)

(1) 発行可能株式総数

普通株式 20,700,000株 A種優先株式 2,000株

(2) 発行済株式の総数

普通株式 8,047,310株(自己株式161,890株を除く)

A種優先株式 2,000株

(3) 株主数

普通株式28, 219名A種優先株式2名

(4) 大株主 (上位10名)

①普通株式

株	主	名	持	株	数	持	株	比	率	
梅野 重俊				433	,500株			5.	. 38%	
梅野 久美恵				377	, 600			4.	. 69	
株式会社ヒデ	ベア			242	, 800			3.	. 01	
麒麟麦酒株式	会社			201	, 300			2.50		
株式会社フジ	オフードグループ本社				2.	. 30				
株式会社西日	本シティ銀行			96	, 000			1.	. 19	
梅の花従業員	特株会		79	, 700			0.	. 99		
株式会社日本	カストディ銀行(信託口)		75	, 800			0.	. 94		
株式会社三菱	UFJ銀行	45, 600						. 56		
鳥越製粉株式	会社	35, 700						. 44		

- (注) 1. 当社は、自己株式を161,890株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。 なお、当該自己株式には、株式給付信託(J-ESOP)に関する株式会社日本カストディ銀行(信 託E口)が保有する当社株式34,160株が含まれておりません。
 - 2. 持株比率は自己株式数を除外して計算し、小数第3位以下を切り捨てて表示しております。

②A種優先株式

株	主	名	持	株	数	持	株	比	率
DBJ飲食・行	 宿泊支援ファンド投資事業有	1,000株					50.00%		
株式会社西日本	本シティ銀行			1	, 000			50.	. 00

⁽注) A種優先株式は、無議決権株式であります。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 事業年度の末日において当社役員が保有している当社の新株予約権等 該当事項はありません。
- (2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等 該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項 該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2023年4月30日現在)

地位	氏	名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	本多裕	3 _	株式会社丸平商店 代表取締役
常務取締役	村 山 芳	声 勝	管理部門管掌 株式会社梅の花サービス西日本 代表取締役 株式会社テラケン 代表取締役 株式会社すし半 代表取締役
常務取締役	鬼塚	~ 裕	事業部門管掌 株式会社古市庵プラス 代表取締役
取 締 役	吉田	訓	経営計画室長 兼 製造・物流部門管掌
取 締 役	増村政	女 信	経理部長 兼 総務担当
取 締 役 (監査等委員・常勤)	山本	治	
取 締 役 (監査等委員)	藤本宏	文	株式会社シティアスコム 代表取締役
取 締 役 (監査等委員)	池田	勝	株式会社西日本フィナンシャルホールディングス 執行役員 株式会社西日本シティ銀行 取締役専務執行役員
取 締 役 (監査等委員)	井 上 二	郎	井上二郎公認会計士事務所 所長
取 締 役 (監査等委員)	南昌	作	リーガル・ソリューション法律事務所 所長

- (注) 1. 取締役(監査等委員) である藤本 宏文、池田 勝、井上 二郎、南 昌作の各氏は、社外取 締役であります。
 - 2. 取締役(監査等委員)藤本 宏文氏は、銀行での職務経験及び企業経営の豊富な経験があり、 財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 3. 取締役(監査等委員)池田 勝氏は、銀行での職務経験(監査役・監査等委員を歴任)があり、財務及び会計並びに内部統制に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 4. 取締役(監査等委員) 井上 二郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務・会計及び会計 監査に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 5. 取締役(監査等委員)南 昌作氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び内部統制に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 6. 監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、山本 治氏を常勤の監査等委員として選定しております。
 - 7. 取締役(監査等委員)藤本 宏文氏、井上 二郎氏、南 昌作氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役である藤本 宏文氏、池田 勝氏、井上 二郎氏及び南 昌作氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役は、会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役の職務の執行にあたり、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である取締役等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されない等、一定の免責事由があります。

(4) 役員の報酬等の総額

① 取締役報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月9日開催の取締役会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下「取締役」という。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

ア. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るとともに、役位、職責及び在任年数等を考慮しながら適正な水準とすることを基本方針とする。

イ. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の報酬は、月例の固定報酬のみとし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準及び従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

ウ. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等 の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の報酬は、金銭による月例の固定報酬のみであり、固定報酬が個人別の報酬等の全部を占めるものとする。

エ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額の決定とする。

代表取締役社長による権限行使が適切に行われるための措置として、代表取締役社長

が作成した原案について、代表取締役社長から監査等委員会に意見を求め、代表取締役社長は当該意見を勘案して決定するものとする。

② 当事業年度に係る報酬等の額

Λ.	報酬等の	報酬等の	対象となる					
分	総 額 (千円)	基本報酬	業績連動報酬等	非 金 銭 報 酬 等	役員の員数 (名)			
取締役(監査等委員を除く。)	68, 370	68, 370	_	_	5			
(うち社外取締役)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)			
取締役(監査等委員)	18, 000	18, 000	_	_	5			
(うち社外取締役)	(9, 600)	(9, 600)	(-)	(-)	(4)			
合計	86, 370	86, 370	_	_	10			
(うち社外取締役)	(9, 600)	(9, 600)	(-)	(-)	(4)			

- (注) 1.取締役(監査等委員を除く。)の報酬限度額は、2015年12月25日開催の第36回定時株主総会において、年額200百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く。)の員数は7名(うち社外取締役の名)です。
 - 2.取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2019年11月26日開催の臨時株主総会において、年額30 百万円以内と決議いただいており、当該報酬限度額の範囲内で監査等委員が協議の上、決定し ております。当該臨時株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は5名(うち社外取締 役は4名)です。
 - 3. 取締役会は、代表取締役社長本多裕二に対し各取締役(監査等委員を除く。)の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役(監査等委員を除く。)の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

(5) 社外役員の状況

(-)	1	[U)1\i)				
区分		氏		名	他の法人等の重要な兼職の状況	主な活動状況及び社外取 締役に期待される役割に 関して行った職務の概要
取 締 ②(監査等委員	役前	· 本	宏宏	文	株式会社シティアスコム 代表取締役	当事業年度開催の取締役会14回中14回(100%)出席いたしました。取締役会では、主に経営者の見地から積極的に意見を述べてわいる。 極的に意見を述べており、特にいる。 を業統治の観点から助言を行う・適と業統治の意思決定のののでは、主に経営者の明点がはにでいる。 を業統治の観点から助言を行う・適と業にではいる。 を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等当社の内部統制システムの整備と運用状況等について必要な発言を適宜行っております。
取 締 〈	役 注)	也 田	I	勝	株式会社西日本フィナンシャル ホールディングス 執行役員 株式会社西日本シティ銀行 取締役専務執行役員	当事業年度開催の取締役会14回中14回(100%)出席いたしました。取締役会では、主に経営者の見地から積極的に意見を述べており、特に財務及び内部統制についてう等等、取をの意思決定の適切な役割を果たしの意思決定の適切な役割を果たしるります。また、監査等委員会13回中13回(100%)出席し、会計監査人及び当社の内部監査部門との連携やコンプライアンス上の課題等について、必要な発言を適宜行っております。
取 締 (監査等委員	役 ;	‡ Ь	: <u>=</u>	鸠	井上二郎公認会計士事務所 所長	当事業年度開催の取締役会14回中14回(100%)出席いたしました。取締役会では、公認会計士としての専門的見地から発言を行っており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会13回中13回(100%)出席し、当社の財務・会計手続き及び会計監査について必要な発言を適宜行っております。

区	分	氏	名	他の法人等の重要な兼職の状況	主な活動状況及び社外取 締役に期待される役割に 関して行った職務の概要
	締 役 等委員)	南	昌 作	リーガル・ソリューション法律 事務所 所長	当事業年度開催の取締役会14回中14回(100%)出席いたしました。取締役会では、弁護士としての専門的見地から、企業法務に関する発言を受当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会13回中13回(100%)出席し、コンプライアンス及び内部統制について必要な発言を適宜行っております。

- (注) 1. 株式会社シティアスコムと当社との間には、重要な取引等の関係はありません。
 - 2. 株式会社西日本シティ銀行は、当社の主要な取引銀行の一つであります。
 - 3. 井上二郎公認会計士事務所と当社との間には、重要な取引等の関係はありません。
 - 4. リーガル・ソリューション法律事務所と当社との間には、重要な取引等の関係はありません。

(6) 執行役員の氏名等

当社は執行役員制度を導入しております。

執行役員の氏名及び担当は、次のとおりであります。

(2023年5月1日現在)

日	ŧ	Į.	名	担当
神	部		修	外販事業部長 兼 外販部長
Щ	П	宣	嘉	店舗開発部長 兼 購買担当
野	田	安	秀	外食事業部長 兼 テラケン営業部長 株式会社梅の花サービス 代表取締役
岩	城	裕	=	外食事業部副事業部長 兼 営業推進部長 株式会社三協梅の花 代表取締役
吉	村	清	里	テイクアウト事業部長

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

如水監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	40,950千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭	40 OFO-T-III
その他の財産上の利益の合計額	40,950千円

- (注) 1. 当社監査等委員会は、如水監査法人の報酬について、会計監査人としての業務内容、監査体制等を考慮した結果、上記の金額は相当であると判断しこれに同意しました。
 - 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく 監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度 に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 3. 上記以外に前事業年度に係る追加報酬額900千円を支払っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ会社は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハ並びに会社法施行規則第110条の4第1項及び同第110条の4第2項に基づき、当社及びグループ会社が業務を適正かつ効率的に行うことを確保するために、内部統制システムの整備を図っております。

- ① 当社及びグループ会社の取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ア. 当社及びグループ会社は、コンプライアンスをあらゆる企業活動の前提と認識し、『梅の花企業行動憲章』及び『コンプライアンス・危機管理規程』を制定し、法令、定款、企業倫理等の遵守を取締役及び使用人の基本的責務と定め、社内通達、研修その他の方法により周知徹底を図る。
 - イ. 当社及びグループ会社は、コンプライアンス徹底の為、『コンプライアンス・危機管理委員会』を設置する。委員長は代表取締役社長とし、委員長は取締役の中から常任委員を指名する。
 - ウ. 当社及びグループ会社は、コンプライアンス・危機管理委員会の下部組織として、コンプライアンス意識の啓発活動とコンプライアンス問題(食品事故を除く)の発生防止を行い、またコンプライアンス問題発生時に対応を行うことを目的として、コンプライアンス運営委員会を設置する。運営委員会は、コンプライアンスに係る体制及び規程類の見直し等、コンプライアンス活動を定常的に遂行する。コンプライアンス運営委員会は毎月1回開催する。
 - エ. 当社及びグループ会社は、コンプライアンス・危機管理委員会の下部組織として、お客様に安心安全を提供することを念頭に置き、梅の花グループとしての『食の安全』の確保を目的とする食の安全委員会を設置する。食の安全委員会は、安全基準の作成、品質問題の原因分析と対策、HACCPの運用指導、食品表示に関する管理等の活動を定常的に遂行する。食の安全委員会は毎月2回開催する。
 - オ. 取締役及び監査等委員は、コンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかに委員長に報告する。また、公益通報者の秘密管理性を確保し、不正行為の早期発見と是正を図る。
 - カ. コンプライアンス違反等の行為については、原因追求、再発防止に努めるとともに、責任 を明確にしたうえで、厳正な処分を行う。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ア. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制については、『文書管理規程』を制定し、適切に保存・管理を行う。
 - イ. 取締役の職務の執行に係る以下の情報については、文書または電磁的記録により適切に保 存・管理を行う。
 - ・株主総会議事録、取締役会議事録、監査等委員会議事録、子会社の法定設置機関の議事 録及びその関連資料
 - 各種委員会その他重要会議の議事録及びその関連資料
 - ・稟議書及びその他重要な社内決裁書類
 - ・会計帳簿、計算書類、重要な契約書、官公庁その他公的機関等に提出した書類の写し等その他重要文書

- ③ 当社及びグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ア. 当社及びグループ会社の人的損失、財産損失、事業への影響、賠償責任に関わるもの、企業ブランドに関わるもの等は、事業活動及び一般社会への影響が予測されるため、『コンプライアンス・危機管理規程』にその対応事項を定め、『コンプライアンス・危機管理委員会』が対応を行う。
 - イ.委員長は、暴動、電力の停止、洪水・津波・地震又はその他の天災、感染症、原子力災害等の当社及びグループ会社の統制範囲を超える有事のうち、緊急性・重要性の高いものについて危機対応を行う必要があると判断した場合、『緊急事態』を宣言し、委員会にて対応を行うものとする。その際、案件の特性に応じて都度メンバーを指名する。委員会の活動状況は、取締役会にて報告され、リスク情報の共有化を図り重大なリスクを軽減する。
- ④ 当社及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ア. 当社の取締役会は原則月1回の定例会を開催し、重要事項の決議及び報告、取締役の業務 執行状況の監督を行う。
 - イ. 意思決定と業務執行の迅速化、事業運営の徹底、経営効率の向上、企業理念の確立を図る ことを目的に、執行役員制度を導入している。なお、当社執行役員は、必要に応じて、自 己職務の執行の状況を報告するため、取締役会に出席する。
 - ウ. 当社及びグループ会社は『職務権限規程』を制定し、重要事項については、各取締役が同 規程に従い決裁を行い、軽微なものについては、権限委譲された下位職者がその責任にお いて決裁し、取締役の職務の効率確保、決裁の合理性及び妥当性確保を確立する。
- ⑤ 当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ア. 当社及びグループ会社の経営状況につき3ヶ月に1回以上、担当する取締役は当社の取締役会への報告を義務付け、各グループ会社の経営情報の共有化を図るとともに、業務執行状況の把握による管理、指導に努める。そのために月2回グループ経営会議を開催し、グループ会社間の情報共有を図る。
 - イ. グループ会社の代表取締役は、必要に応じて、自己職務の執行の状況を報告するため、取 締役会に出席する。
 - ウ. 当社及びグループ会社の経営効率の向上、経営理念の統一化を図るため、また、相互に綿密な連携のもと、経営を円滑に遂行し梅の花グループとして総合的に事業の発展を遂げるために、『関係会社管理規程』を制定し、グループ会社における業務の適正を確保する。
 - エ. 『関係会社管理規程』に基づき、各社の自主性を尊重しつつ、グループ会社に対する主管 部署を設置し、グループ会社の経営状況を把握し、グループ会社の重要なリスクの早期発 見及び早期解決を図り、経営管理及び支援を実施する。

- オ. 当社の各管理部門により、グループ会社の経理業務、人事業務、総務業務、購買業務、品 質管理業務等の管理業務を一括して代行処理し、日常的に不正の発生を未然に防ぐ。
- カ.経営計画室は、グループ全体の基本方針を策定し、その方針に沿って各グループ会社と相 互連携し、情報の共有を図る。
- キ. 総務部門は、グループ会社の統一した内部通報制度を構築する。また、内部通報制度は社 外機関に担当窓口を設置することで公益通報者の秘密管理性を確保する。
- ク. 内部監査室は、グループ会社における内部監査を計画的に実施し、グループ会社の業務全般にわたる活動及び制度を公正な立場で評価するとともに、財務報告に係る内部統制の実施状況を評価し、その改善を促す。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に 関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性に関する事項並びに当該使用人の取締役か らの独立性に関する事項
 - ア. 当社は、監査等委員会の監査の実効性を高め、かつ、監査機能が円滑に遂行されるため、 監査等委員会より、その職務を補助すべく使用人を置くことを求められた場合、監査等委 員会の業務を補佐する期間、必要人数を確認し、適任者を選定し、監査等委員会の承認の うえで当該使用人を任命する。
 - イ. 当該使用人は、他役職を兼務することは妨げないが、監査等委員会より専任すべきとの要請を受けた場合には、専任するように対処する。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制及びグループ会社の取締役及び使用 人から、報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制
 - ア. 各監査等委員が必要に応じて取締役等に問題提起できるよう、監査等委員は、取締役会への出席は勿論のこと、その他重要会議への出席権限を有す。
 - イ. 当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、当社経営に重大な影響を及ぼす可能性のある事項については、当該会議において監査等委員に報告する。また、緊急を要する場合は、その都度監査等委員に報告する。また、監査等委員へ当該報告をしたことを理由とした不利益な取扱いは一切行わないものとする。
 - ウ. 監査等委員には、『稟議書』・『内部監査報告書』、その他重要書類が回付されるととも に、監査等委員は必要に応じ、随時、取締役及び使用人に対して報告を求めることができ る。
- ⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び監査等委員の 職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生 ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 - ア. 監査等委員の過半数は社外取締役とし、監査の公正を確保する。

- イ. 監査等委員は、当社及びグループ会社の取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行う。また、内部監査室とは適宜、内部監査の結果等について報告を求め、当社及びグループ会社の監査の実効性を確保するものとする。
- ウ、監査等委員の職務の執行に係る費用は会社が負担する。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及びグループ会社は、反社会的勢力との関係を遮断し、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体には、毅然とした態度で対応する。また、福岡県企業防衛対策協議会に参加し、地域一体となった反社会的勢力排除に取り組んでいるほか、反社会的勢力との接触が生じた場合には、速やかに警察当局及び顧問弁護士等に通報・相談できる体制を整えている。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社及びグループ会社の全役職員に対して、『梅の花企業行動憲章』や社員の行動規範について周知徹底を継続しているほか、コンプライアンス運営委員会での社内アンケートの実施や情報共有、教育担当者による入社時のオリエンテーションや定期的かつ階層別のコンプライアンス研修を実施しております。

① 取締役の職務執行

社内規程を制定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するよう徹底している。当事業年度において取締役会を14回開催している。

② 監査等委員の職務執行

監査等委員は、監査等委員会において定めた監査等委員会監査等基準に基づき策定した監査 方針・監査計画に従って監査を実施するとともに、子会社を含めた取締役及び執行役員、会計 監査人並びに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監 査、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認している。当事業年度において監査等委員 会を13回開催しており、監査等委員会において常勤監査等委員は監査実施計画に基づく月次監 査報告を行っている。また、監査等委員会において、内部監査部門及び内部統制部門責任者が オブザーバーで出席し、適切な情報共有を行っている。

③ 内部監査の実施

当社及びグループ会社の業務活動全般について、業務の妥当性・適法性を検証するために、内部監査規程を制定し、業務改善と経営の合理化並びに効率化に寄与すべく内部監査を実施している。

④ 財務報告に係る内部統制

取締役会の承認を受けた内部統制基本方針に基づき、内部統制基本計画を策定し、組織の業務全体に係る財務情報を集約したものである財務報告の信頼性を確保するために、当社及びグループ会社の当該財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な整備・運用状況の評価を実施しており、内部監査室長が評価責任者となり、評価員を選任している。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しております。ROE (株主資本利益率)を向上させ、収益構造の構築に努め、財務体質の改善、配当性向並びに内部留保の充実等を総合的に勘案して配当を実施する方針であります。

剰余金の配当回数は、期末配当の年1回とすることを基本方針としております。なお、当社は「取締役会の決議により、毎年10月31日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

剰余金の配当等の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

(注) 本事業報告は次により記載されております。

- 1. 百万円、千円単位の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨ててそれぞれ表示しております。
- 2. 記載比率は、小数第2位を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2023年4月30日現在)

(単位:千円)

資 産	の部	負 債	の部
科 目	金額	科目	金額
流 動 資 産	7, 223, 307	流 動 負 債	15, 674, 126
現金及び預金	3, 659, 384	買掛金	700, 918
	0, 000, 001	短期借入金	5, 233, 000
売 掛 金	1, 720, 145	1年内返済予定の長期借入金	7, 066, 149
商品及び製品	981, 658	未払金	1, 485, 364
		未払法人税等	97, 019
原材料及び貯蔵品	305, 486	契 約 負 債	181, 260
そ の 他	557, 331	賞 与 引 当 金	195, 935
貸倒引当金	△700	閉店損失引当金	54, 300
	△100	そ の 他	660, 178
固 定 資 産	18, 081, 479	固 定 負 債	7, 089, 581
 有 形 固 定 資 産	13, 779, 420	長期借入金	5, 268, 188
		資 産 除 去 債 務	1, 425, 577
建物及び構築物	5, 819, 010	そ の 他	395, 815
機械装置及び運搬具	321, 248	負 債 合 計	22, 763, 707
土地	7, 193, 240	純 資 産	の部
	7, 130, 240	株 主 資 本	2, 065, 560
そ の 他	445, 920	資 本 金	100, 000
無形固定資産	114, 060	資本剰余金	3, 565, 371
		利益剰余金	$\triangle 1, 201, 645$
そ の 他	114, 060	自己株式	△398, 164
投資その他の資産	4, 187, 998	その他の包括利益累計額	439, 952
投資有価証券	1 706 951	その他有価証券評価差額金	533, 308
12 貝 汨 川 証 芬	1, 706, 851	為替換算調整勘定	△80, 420
退職給付に係る資産	456, 693	退職給付に係る調整累計額	△12, 934
敷金及び保証金	1, 867, 135	新株 予約権	131
	, ,	非支配株主持分	35, 434
そ の 他	157, 318	純 資 産 合 計	2, 541, 079
資 産 合 計	25, 304, 786	負 債 純 資 産 合 計	25, 304, 786

連結損益計算書

(2022年5月1日から2023年4月30日まで)

(単位:千円)

科	目	金	額
売 上	高		27, 456, 533
売 上	原 価		9, 803, 645
売 上 総	利 益		17, 652, 887
販 売 費 及 び 一	般 管 理 費		17, 563, 046
営業	利 益		89, 841
営 業 外	収 益		
持分法によ	る 投 資 利 益	20, 363	
雑	入	56, 488	76, 851
営 業 外	費用		
支払	利 息	76, 297	
株式	関 連 費	48, 687	
雑	貴 失	27, 044	152, 029
経常	利 益		14, 664
特別	利 益		
助成	金 収 入	73, 627	
その他生	寺 別 利 益	7, 662	81, 290
特別	損 失		
減 損	損 失	576, 661	
その他生	寺 別 損 失	11,545	588, 206
税 金 等 調 整 前	当期 純損失		492, 252
法人税、住民税	及び事業税	107, 746	
法 人 税 等	調整額	△53, 755	53, 991
当 期 純	損 失		546, 243
非支配株主に帰属す	る当期純損失		105, 420
親会社株主に帰属す	「る当期純損失		440, 823

連結株主資本等変動計算書

(2022年5月1日から2023年4月30日まで)

(単位:千円)

						株	主 資	本	
			資	本	金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期	首 残	高		100	, 000	3, 625, 645	△760, 822	△398, 125	2, 566, 697
当 期	変 動	額							
剰 余	金の処	L 分				△60, 273			△60, 273
	主に帰属 損失(する △)					△440, 823		△440, 823
自己树	ミ式 の I	取 得						△39	△39
株主資本当期 変!	以外の項動額(純								_
当 期 変	動額台	1 名			_	△60, 273	△440, 823	△39	△501, 137
当 期	末 残	高		100	, 000	3, 565, 371	△1, 201, 645	△398, 164	2, 065, 560

(単位:千円)

r	1						
	そ	の他の包	括利益累計				
	そ の 他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計	新 株 予約権	非 支 配株主持分	純資産合計
当 期 首 残 高	468, 816	△32, 827	△10, 937	425, 051	131	140, 855	3, 132, 735
当 期 変 動 額							
剰余金の処分							△60, 273
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)							△440, 823
自己株式の取得							△39
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	64, 491	△47, 593	△1, 997	14, 900	1	△105, 420	△90, 519
当期変動額合計	64, 491	△47, 593	△1, 997	14, 900	_	△105, 420	△591, 656
当 期 末 残 高	533, 308	△80, 420	△12, 934	439, 952	131	35, 434	2, 541, 079

連結注記表

- 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等
 - (1) 連結の範囲に関する事項
 - ① 連結子会社の数

8社

連結子会社の名称

株式会社 梅の花サービス西日本 株式会社 梅の花サービス東日本 株式会社 梅の花サービス九州

株式会社 古市庵プラス

株式会社 丸平商店

株式会社 すし半

株式会社 テラケン

株式会社 三協梅の花

当社の連結子会社であった株式会社梅の花plusは、2022年5月1日付で株式会社古市庵を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲より除外しております。なお、株式会社古市庵は、2022年5月1日付で、株式会社古市庵プラスに商号を変更しております。

② 非連結子会社の名称

UMENOHANA (THAILAND) CO., LTD.

Plum協同組合

(連結の範囲から除いた理由)

UMENOHANA(THAILAND)CO.,LTD.及びPlum協同組合は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

- (2) 持分法の適用に関する事項
- ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数 1社 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の名称

UMENOHANA (THAILAND) CO., LTD.

② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称

Plum協同組合

(持分法を適用しない理由)

Plum協同組合は、小規模であり、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

③ 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

ア. 市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

イ. 市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

ア、商品、製品及び原材料……主として移動平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

イ. 貯蔵品…………先入先出法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

③ 固定資産の減価償却の方法

ア. 有形固定資産(リース資産を除く)

主として定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の資産について は、3年間で均等償却する方法を採用しております。

イ. 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

ただし、ソフトウエア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

- ウ. リース資産…………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を 採用しております。
- 工. 長期前払費用……定額法

④ 重要な引当金の計上基準

ア.貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については 貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個 別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しておりま す。

- イ. 賞与引当金………従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
- ウ. 閉店損失引当金………店舗等の閉鎖の意思決定がなされ、閉鎖に伴って将来発生が 見込まれている費用又は損失を引当金として計上しておりま す。
- ⑤ 退職給付に係る会計処理の方法
 - ア. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

イ. 数理計算上の差異の損益処理方法

数理計算上の差異については、翌連結会計年度に全額を一括して損益処理しております。

- ウ. 小規模企業等における簡便法の適用
 - 一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期 末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ⑥ のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、10年間の定額法により償却を行っております。

- ⑦ 収益及び費用の計上基準
 - ア. 食事の提供及び商品の販売に係る収益認識

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益は、主に外食事業における食事の提供、テイクアウト事業及び外販事業における商品の販売であり、顧客に食事の提供及び商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

イ. 不動産賃貸に係る収益認識

当社及び連結子会社の不動産の賃貸等による収益は、リース取引に関する会計基準に従い、その発生期間に賃貸収益を認識しております。

ウ. 自社ポイント制度に係る収益認識

梅の花uカード会員に付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮した上で、ポイントが使用された時点で収益を認識しております。

エ. 商品券に係る収益認識

当社は、発行した商品券を履行義務として識別し、商品券が使用された時点で収益を認識しております。商品券の未使用分については、顧客が権利を行使する可能性が極めて低くなった時に収益を認識しております。

- ⑧ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
 - ア. グループ通算制度の適用……グループ通算制度を適用しております。
 - イ. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理 当社及び一部の国内連結子会社は、当連結会計年度から、グループ通算制度を適用してお ります。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」 (実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又は これらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。また、実務対応報告第 42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はな

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

いものとみなしております。

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。 以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会 計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定め る新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、連結計算書類に与える 影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

- (1) 前連結会計年度まで独立掲記しておりました「営業外収益」の「受取配当金」(当連結会計年度3,368千円)につきましては、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「雑収入」に含めて表示しております。
- (2) 前連結会計年度まで独立掲記しておりました「特別損失」の「臨時休業による損失」(当連結会計年度6,298千円)につきましては、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他特別損失」に含めて表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損会計

減損損失

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 (単位:千円)

	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
	当連結会計年度
有形固定資産	13, 779, 420
無形固定資産	114, 060

(2) 重要な会計上の見積りの内容に関する事項

当社グループは、有形固定資産及び無形固定資産(のれんを含む)の減損損失の見積りに際し、以下の算出方法によっております。

576, 661

キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、主に店舗を単位とし、遊休資産はそれぞれ個別の物件ごとにグルーピングを行っております。また、本社資産、セントラルキッチン等に関する資産は、共用資産としてより大きな単位で減損損失を認識するかの判定を行っております。

資産グループごとに、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっている場合や退店の意思決定を行った店舗等、減損の兆候がある資産グループについて、当該資産グループの残存使用年数に係る割引前将来キャッシュ・フローの合計額が帳簿価額を下回る場合に、帳簿価額を回収可能価額まで切り下げ、減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失の判定に使用する将来キャッシュ・フローは、対象となる資産グループに係る主要な資産の残存耐用年数、会社により承認された翌期予算数値、会社単位の5ヶ年の利益計画及びこれらの将来情報に使用された成長率、費用構成率等、一定の仮定を用いて計算しております。

回収可能価額は、不動産鑑定評価額等に基づく正味売却価額又は使用価値により測定しております。使用価値は、当社グループに要求される資本コストを考慮した割引率による割引後の将来キャッシュ・フローの合計額としております。

5. 追加情報

(従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引について)

当社は、当社及び当社子会社の社員(以下、「社員」といいます。)に対して、自社の株式を給付し、当社の株価や業績と社員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への社員の意欲や士気を高めることを目的として、「株式給付信託(J-ESOP)」による株式報酬制度を導入しております。

(1) 取引の概要

当該制度は、予め当社が定めた「株式給付規程」に基づき、一定の要件を満たした社員に対してポイントを付与し、当該社員のうち「株式給付規程」に定める受益者となる要件を満たした者(以下、受益者といいます。)に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。給付する株式については、予め信託設定した金額により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものであります。

(2) 信託に残存する自社の株式に関する事項

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く)により、連結貸借対照表の純資産の部に自己株式として表示しております。当連結会計年度末の帳簿価額は30,060千円、株式数は34,160株であります。なお、前連結会計年度末の帳簿価額は30,060千円、株式数は34,160株であります。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

機械及び装置

① 担保に供している資産

	計	42,671十円
② 上記に対応する債務		
	1年内返済予定の長期借入金	192,000千円
	長期借入金	1,808,000千円
	計	2,000,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

20,442,310千円

42,671千円

7. 連結損益計算書に関する注記 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所	減損損失(千円)	
		東北地区	3, 365	
		北陸地区	4, 162	
	建物及び構築物、機械装置	関東地区	170, 455	
店舗	及び運搬具、厨房設備、工具器具備品、長期前払費用、リース資産、土地	中部地区	27, 053	
		関西地区	182, 332	
		中国地区	144, 707	
		九州地区	44, 584	
	合計			

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、主に店舗は各店舗単位とし、遊休資産はそれぞれ個別の物件ごとにグルーピングを行っております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっている資産グループ、退店の意思決定をした資産グループ及び遊休状態にあり今後の使用目処がたっていない資産等については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物476,499千円、機械装置及び運搬具12,130千円、厨房設備22,084千円、工具器具備品19,674千円、土地39,900千円、長期前払費用1,538千円、リース資産4,834千円であります。

なお、当該資産の回収可能価額は、不動産鑑定評価額等に基づく正味売却価額又は使用価値により測定しております。使用価値については、将来キャッシュ・フローを3.39%で割り引いて算出しております。

8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増 加 株 式 数	当連結会計年度 減 少 株 式 数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	8, 209, 200	_	_	8, 209, 200
A種優先株式	2,000	_	_	2,000
合計	8, 211, 200	_	_	8, 211, 200

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度	当連結会計年度	当連結会計年度	当連結会計年度
1水よい77里類	期首の株式数	増加株式数	減少株式数	末の株式数
普通株式	196, 010	40	_	196, 050

- (注) 1. 自己株式の株式数には、株式給付金信託 (J-ESOP) に関する株式会社日本カストディ銀行(信託E口) が保有する当社株式34,160株が含まれております。
 - 2. 自己株式の株式数の増加40株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効 力 発 生 日
2022年7月27日 定時株主総会	A種優先株式	60, 273	30, 136. 99	2022年4月30日	2022年7月28日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決	議	予	定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2023年7月26日		6 日	普通株式	その他資本剰余金	40, 236	5	2023年4月30日	2023年7月27日	
定日	寺 株	主絲	会	A種優先株式	その他資本剰余金	80, 000	40, 000	2023年4月30日	2023年7月27日

(注) 2023年7月26日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付金信託(J-ESOP) に関する株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式に対する配当金170,800円が含まれております。

9. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ① 金融商品に対する取組方針 当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金繰り計画に基づき、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。
- ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、ほとんどの債権が2ヶ月以内の入金期日であり、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に店舗の賃貸借契約によるものであり、取引先企業等の信用リスクに 晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。

借入金の主な使途は運転資金(短期)並びに設備投資資金(長期)であります。一部長期借入金は金利の変動リスクに晒されておりますが、昨今の金融市場の状況を踏まえ、借入期間内の当該リスクは限定的なものと認識しております。

- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
 - ア. 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

売掛金、敷金及び保証金について、各担当部門が取引先の状況を定期的にモニタリング し、取引相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念 の早期把握や軽減を図っております。

イ. 市場リスク (株価等の変動リスク) の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、 また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

- ウ. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理 当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとと もに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。連結子会社においても 同様であります。
- ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年4月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	1, 706, 851	1, 706, 851	_
(2) 敷金及び保証金	1, 867, 135	1, 807, 035	△60, 099
資産計	3, 573, 986	3, 513, 887	△60, 099
(1) 長期借入金 (1年内返済を含む)	12, 334, 337	12, 298, 294	△36, 042
負債計	12, 334, 337	12, 298, 294	△36, 042

(注) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」及び「未払金」については、 現金及び短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を 省略しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成さ

れる当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定

した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外

の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定された時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位:千円)

				V 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
区 八	時価					
区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
投資有価証券						
株式	1, 706, 851	_	_	1, 706, 851		
資産計	1, 706, 851	_	_	1, 706, 851		

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位:千円)

				(
□ /\	時価				
区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
敷金及び保証金	_	1, 807, 035	_	1, 807, 035	
資産計	_	1, 807, 035	_	1, 807, 035	
長期借入金	_	12, 298, 294	_	12, 298, 294	
負債計	_	12, 298, 294	_	12, 298, 294	

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されている ため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、その将来のキャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標の 利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した 利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

10. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

11. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

		売上区分			
	外食事業	テイクアウト 事業	外販事業	合計	
一時点で移転される財	15, 233, 115	10, 439, 295	1, 768, 603	27, 441, 014	
一定の期間にわたり移転される財	_	_	_	_	
顧客との契約から生じる収益	15, 233, 115	10, 439, 295	1, 768, 603	27, 441, 014	
その他の収益	15, 519	_	_	15, 519	
外部顧客への売上高	15, 248, 634	10, 439, 295	1, 768, 603	27, 456, 533	

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表 1.連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(4) 会計方針に関する事項 ⑦収益及び費用の計上基準 に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約負債の残高

顧客との契約から生じた契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

(単位:千円)

契約負債	当連結会計年度
期 首 残 高	171, 295
期末残高	181, 260

連結貸借対照表上、契約負債は「流動負債」に計上しております。契約負債は主に、当社が付与したポイント及び発行した商品券のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末現在、ポイントに係る残存履行義務に配分した取引価格の総額は145,516千円であり、商品券に係る残存履行義務に配分した取引価格の総額は32,601千円であります。

当社は、当該残存履行義務について、付与したポイントが使用されるにつれて今後1年から2年の間、また商品券が使用されるにつれて今後1年から5年の間で、収益を認識することを見込んでおります。

なお、当初の予想期間が1年以内の契約であるものについては、実務上の便法を適用し、記載 を省略しております。

12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

53円10銭

(2) 1株当たり当期純損失

55円01銭

- (注) 1. 銭未満の端数を四捨五入して表示しております。
 - 2. 1株当たりの純資産額の算定に用いられた当連結会計年度末の普通株式及び1株当たりの当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己株式分の他、株式給付信託 (J-ESOP)に残存する当社株式を控除して算定しております。

13. 重要な後発事象に関する注記

(連結子会社間の吸収合併)

2023年2月8日開催の取締役会の決議に基づき、2023年5月1日を効力発生日として、当社の完全子会社である株式会社梅の花サービス西日本、株式会社梅の花サービス東日本並びに株式会社梅の花サービス九州について、以下のとおり株式会社梅の花サービス西日本を存続会社とする吸収合併及び商号変更をいたしました。

- 1. 取引の概要
 - (1)結合当事企業の名称及び当該事業の内容

(吸収合併存続会社)

名 称:株式会社梅の花サービス西日本

事業内容:飲食業 (吸収合併消滅会社1)

名 称:株式会社梅の花サービス東日本

事業内容:飲食業 (吸収合併消滅会社2)

名 称:株式会社梅の花サービス九州

事業内容:飲食業

(2)企業結合日

2023年5月1日

(3)企業結合の法的形式

株式会社梅の花サービス東日本及び株式会社梅の花サービス九州を消滅会社、株式会社梅の花サービス西日本を存続会社とする吸収合併

(4)結合後企業の名称

株式会社梅の花サービス

(5)その他取引の概要に関する事項

本合併は、当社グループにおける事業再編の一環として、連結子会社間の組織運営の強化及び業務の合理化・効率化並びに収益の向上を図ることを目的としております。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行いました。

(連結子会社の吸収合併)

2023年5月10日開催の取締役会において、当社の完全子会社である株式会社丸平商店との吸収合併契約の締結を決議いたしました。

1. 取引の概要

(1)結合当事企業の名称及び当該事業の内容

(吸収合併存続会社)

名 称:株式会社梅の花 事業内容:食品製造業

(吸収合併消滅会社)

名 称:株式会社丸平商店 事業内容:水産加工品製造業

(2)合併の日程

合併契約承認取締役会決議(当社)2023年5月10日合併契約承認取締役決定(株式会社丸平商店)2023年5月10日合併契約締結2023年5月10日合併承認株主総会決議(株式会社丸平商店)2023年7月25日合併承認株主総会決議(当社)2023年7月26日合併予定日(効力発生日)2023年8月1日(予定)

(3)企業結合の法的形式

株式会社丸平商店を消滅会社、当社を存続会社とする吸収合併

(4)合併に係る割当の内容

本合併は、当社の完全子会社の吸収合併であるため、株式及び金銭等の割当はありません。

- (5)合併に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い該当事項はありません。
- (6)合併後の当社の状況

本合併により、商号、本社所在地、代表者の役職・氏名、資本金及び決算期の変更はありません。

(7)今後の見通し

本合併は、当社完全子会社の吸収合併のため、連結業績に与える影響は軽微であります。

当社個別業績においては、消滅会社である株式会社丸平商店が債務超過であるため効力発生日時点の株式会社丸平商店の債務超過額に相当する合併差損が生じますが、当社は

2023年4月期末における株式会社丸平商店の債務超過額について、全額を貸倒引当金として計上済みであります。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定であります。

貸 借 対 照 表

(2023年4月30日現在)

(単位:千円)

資 産	の部	負 債	の部
科目	金額	科目	金額
流 動 資 産	4, 127, 422	流 動 負 債	13, 790, 782
現金及び預金	2, 835, 178	買掛	金 638,894
 売 掛 金	114, 502	短 期 借 入	金 5,200,000
		1年内返済予定の長期借	入金 7,021,959
	185, 676	未 払	金 577, 303
原材料及び貯蔵品	169, 697	未 払 法 人 税	等 11,074
そ の 他	822, 466	契 約 負	債 34,082
貸 倒 引 当 金	△100	賞 与 引 当	金 144, 280
 固 定 資 産	18, 536, 806	その	他 163, 187
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	固 定 負 債	5, 437, 842
有 形 固 定 資 産	7, 012, 285	長 期 借 入	金 4,866,140
建物及び構築物	2, 541, 951	繰 延 税 金 負	債 289,906
機械装置及び運搬具	258, 117	資 産 除 去 債	務 170,486
土 地	4, 076, 224	そ の	他 111,309
そ の 他	135, 992	負 債 合 計	
	·	純 資	産の部
無形固定資産	44, 432	株 主 資 本	2, 915, 045
そ の 他	44, 432	資 本 金	
投資その他の資産	11, 480, 088	資本剰余金	
投資有価証券	1, 645, 628	その他資本剰余	
関係会社株式	3, 498, 141	利益剰余金	
		その他利益剰余	
関係会社長期貸付金	9, 978, 637	別途積立	金 220,000
敷金及び保証金	279, 000	繰越利益剰余	
前払年金費用	303, 810	自 己 株 式 評価・換算差額等	
その他	149, 794		520, 558
貸倒引当金	$\triangle 4,374,923$	その他有価証券評価差額	
		純資産合言	
資 産 合 計	22, 664, 228	負債純資産合計	† 22, 664, 228

損益計算書

(2022年5月1日から2023年4月30日まで)

(単位:千円)

	科	目		金	額
売	上	i	高		6, 634, 000
売	上	原	西		5, 723, 756
売	上 総	利	益		910, 243
販	売 費 及 び	一般管理	費		1, 139, 399
営	業	損	失		229, 155
営	業外	収	益		
	受 取	利	息	167, 092	
	貸 倒 引	当 金 戻 力	、額	162, 938	
	雑	収	入	25, 384	355, 415
営	業外	費	用		
	支 払	利	息	74, 092	
	貸 倒 引	当 金 繰 カ	、額	549, 783	
	雑	損	失	74, 362	698, 238
経	常	損	失		571, 977
特	別	利	益		
	助成	金 収	入	12, 550	
	関係 会社	株式売	印 益	7, 662	20, 213
特	別	損	失		
	減 損	損	失	30, 919	
	関係 会社	株式評(五 損	204, 396	
	その他	特 別 損	失	775	236, 091
税	引 前 当	期 純 損	失		787, 855
法	人税、住民	税及び事業	税	△33, 373	
法	人 税 等	第 調 整	額	△51, 636	△85, 010
当	期	屯 損	失		702, 845

株主資本等変動計算書

(2022年5月1日から2023年4月30日まで)

(単位:千円)

		株		主	資		本	
		資本乗	1 余金	利益	主剰	余 金		
	資 本 金	その他資	資本剰余金合計	その他利	益剰余金	利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計
		本剰余金	貝 平 料 示 並 口 可	別途積立金	繰越利益剰余金	刊宣判示並口司		
当期首残高	100,000	3, 710, 038	3, 710, 038	220, 000	46, 291	266, 291	△398, 125	3, 678, 204
当期変動額								
剰余金の処分		△60, 273	△60, 273					△60, 273
当期純損失 (△)					△702, 845	△702, 845		△702, 845
自己株式の取得							△39	△39
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								_
当期変動額合計	_	△60, 273	△60, 273	_	△702, 845	△702, 845	△39	△763, 159
当期末残高	100,000	3, 649, 764	3, 649, 764	220, 000	△656, 554	△436, 554	△398, 164	2, 915, 045

(単位:千円)

	評価・換		
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算差 額 等 合 計	純資産合計
当期首残高	469, 604	469, 604	4, 147, 809
当期変動額			
剰余金の処分			△60, 273
当期純損失(△)			△702, 845
自己株式の取得			△39
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	50, 953	50, 953	50, 953
当期変動額合計	50, 953	50, 953	△712, 205
当期末残高	520, 558	520, 558	3, 435, 603

個別注記表

- 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ① 子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法
 - ② その他有価証券
 - ア. 市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

イ. 市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品、製品及び原材料……移動平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

② 貯蔵品…………先入先出法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

主として定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の資産について は、3年間で均等償却する方法を採用しております。

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法

ただし、ソフトウエア(自社利用)については、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しております。

- ③ リース資産…………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を 採用しております。
- ④ 長期前払費用……定額法

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については 貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個 別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しておりま
- ② 賞与引当金……従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

ア. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

イ. 数理計算上の差異の損益処理方法 数理計算上の差異については、翌事業年度に全額を一括して損益処理しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

① 商品の販売に係る収益認識

当社の顧客との契約から生じる収益は、主に外販事業における商品の販売であり、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

② 不動産賃貸に係る収益認識

当社の不動産の賃貸等による収益は、リース取引に関する会計基準に従い、その発生期間に賃貸収益を認識しております。

(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ① グループ通算制度の適用……グループ通算制度を適用しております。
- ② 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理 当社及び一部の国内連結子会社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しておりま す。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対 応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関 する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。また、実務対応報告第42号第32項 (1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみな しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度で独立掲記しておりました「特別損失」の「臨時休業による損失」(当事業年度 775千円)につきましては、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他特別損失」に 含めて表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損会計

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位:千円)

	(十四・111)
	当事業年度
有形固定資産	7, 012, 285
無形固定資産	44, 432
減損損失	30, 919

(2) 重要な会計上の見積りの内容に関する事項

「連結注記表 4. 会計上の見積りに関する注記 固定資産の減損会計」に記載しているため、記載を省略しております。

5. 追加情報

(従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引について)

当社は、当社及び当社子会社の社員(以下、「社員」といいます。)に対して、自社の株式を給付し、当社の株価や業績と社員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への社員の意欲や士気を高めることを目的として、「株式給付信託(J-ESOP)」による株式報酬制度を導入しております。当該取引に関しましては、「連結注記表 5. 追加情報(従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引について)」の記載内容と同一であるため記載を省略しております。

6. 貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務
 - ① 担保に供している資産

機械及び装置	42,671千円
計	42,671千円

② 上記に対応する債務

1年以内返済予定の長期借入金	192,000千円
長期借入金	1,808,000千円
計	2,000,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

5,240,893千円

(3) 貸借対照表に別掲されているものを除く関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権788, 372千円長期金銭債権73, 372千円短期金銭債務40, 181千円

(4) 保証債務

該当事項はありません。

7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	5,957,345千円
仕入高	124,008千円
販売費及び一般管理費	△1,270,769千円
営業取引以外の取引高	166,681千円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数 普通株式

196,050株

(注) 当該自己株式には、株式給付信託 (J-ESOP) に関する株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式34,160株が含まれております。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

() () () () () () () () () () () () () (
繰越欠損金	375,656千円
貸倒引当金	1,499,158千円
関係会社株式評価損	1,023,152千円
賞与引当金	49,819千円
減損損失	204,743千円
資産除去債務	58,419千円
その他	30,487千円
繰延税金資産小計	3,241,437千円
評価性引当額	△3,073,236千円
繰延税金資産合計	168, 201千円
(繰延税金負債)	
出向者負担金	38,751千円
資産除去債務に対応する除去費用	37,883千円
その他有価証券評価差額金	277, 369千円
退職給付引当金	104, 104千円
繰延税金負債合計	458, 108千円
繰延税金資産(負債)の純額	△289,906千円

(2) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び一部の国内連結子会社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

10. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

			資本金	事業の内容	議決権等の	関係	内 容	取引の	取引金額		期末残高					
属性	会社等の名称	所在地	(千円)	または職業		役員の 兼任等	事業上 の関係	内容	(千円) (注 6)	科目	(千円) (注7)					
									61, 858	関係会社長 期貸付金 (注8)	2, 679, 870					
								利息の受取 (注 3)	54, 149							
	株式会社	福岡県					資金の貸付 食材の供給	食材、製品 の販売 (注1、2)	704, 490							
	梅の花 サービス 西日本	人留米 市	10,000	外食事業	所有 直接100%	兼任 1人	不動産の賃 貸 管理業務の	不動産の 賃貸 (注2)	35, 830	関係会社未 収入金	2, 337					
												代行	ロイヤリテ ィ等収入 (注 2)	229, 129	水八亚	
								設備の賃貸 (注 4)	11, 752							
 子会社								社員出向 (注2)	429, 048							
7 云江		福岡県久留米市						資金の回収 (注3)	201, 767	関係会社長 期貸付金 (注8)	3, 227, 686					
								利息の受取 (注 3)	67, 731							
	株式会社						資金の貸付 食材の供給	食材、製品 の販売 (注1、2)	627, 772							
	梅の花 サービス 東日本		10,000	外食事業	所有 直接100%	兼任 1人	不動産の賃 貸 管理業務の	不動産の 賃貸 (注2)	100, 582	関係会社未 収入金	14, 765					
							代行	ロイヤリテ ィ等収入 (注 2)	229, 099	权八亚						
								設備の賃貸 (注4)	20, 276							
								社員出向 (注2)	317, 188							

_		_		1	1	1	1								
	属	性	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の		内容	取引の	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)		
^	154	1_	보다쇼 <u>아</u> 네네.	171 11.20	(千円)	または職業	所有割合	役員の 兼任等	事業上 の関係	内 容	(注6)	71 🖽	(注7)		
										資金の貸付 (注3)	17, 597	関係会社長 期貸付金 (注8)	1, 282, 891		
										利息の受取 (注3)	24, 989				
			株式会社	岩四周						食材、製品 の販売 (注1、2)	783, 209				
			梅の花 サービス 九州	福岡県 久留米 市	10,000	外食事業	所有 直接100%	有 兼任 接100% 1人		不動産の 賃貸 (注2)	78, 685	関係会社未収入金	60, 929		
									代行		代行	ロイヤリテ ィ等収入 (注 2)	152, 140	収八並	
											設備の賃貸 (注4)	5, 616			
										社員出向 (注2)	333, 162		L		
	子会	社					所有 直接100%				資金の回収 (注3)	316, 727	関係会社長 期貸付金	_	
												利息の受取 (注3)	3, 802	7773717	
										食材、製品 の販売 (注1、2)	2, 353, 550				
			株式会社						資金の借入 食材の供給	不動産の 賃貸 (注2)	4, 692				
			古市庵プラス	福岡県久留米市	10,000	テイクアウ ト事業		兼任 1人	不動産の賃 貸借 管理業務の	不動産の 賃借 (注2)	32, 424	関係会社未 収入金	585, 208		
								代行	ロイヤリテ ィ等収入 (注 2)	454, 927					
										設備の賃貸 (注4)	4, 416				
										社員出向 (注2)	143, 626				
										資金の借入 (注3)	186, 962	関係会社長 期借入金	186, 962		

						関係	内容		取引金額		期末残高
属性	会社等の名称	所在地	資本金 (千円)	事業の内容または職業	議決権等の 所 有 割 合	役員の 兼任等	事業上の関係	取引の内容	(千円) (注6)	科目	(千円) (注7)
								資金の貸付 (注3)	225, 543	関係会社長 期貸付金 (注8)	1, 253, 846
	株式会社	山口県		水産加	所有	兼任	資金の貸付 食材の仕入	利息の受取 (注3)	8, 226		
	丸平商店	山口市	10,000	工品製造販売	直接100%	1人	管理業務の代行	食材、製品 の仕入 (注5)	27, 471	関係会社未 収入金	114, 972
								ロイヤリテ ィ等収入 (注 2)	15, 406		
								資金の貸付 (注3)	185, 863	関係会社長 期貸付金	930, 856
								利息の受取 (注3)	5, 959		
	株式会社すし半	福岡県久留米市	1,000	外食事業	所有 直接100%	兼任 1人	資金の貸付 食材の供給 管理業務の	食材、製品 の販売 (注1、2)	71, 346	関係会社	
							代行	ロイヤリテ ィ等収入 (注 2)	22, 580	預り金	40, 181
								社員出向 (注2)	17, 843		
子会社	株式会社テラケン	東京都千代田区			所有 直接58%		資金の貸付 兼任: 食材の供給 1人 管理業務の 代行	資金の貸付 (注3)	102, 996	関係会社長 期貸付金	164, 093
				外食事業				食材、製品 の販売 (注1、2)	23, 456		
						58% 1人		ロイヤリテ ィ等収入 (注 2)	24, 967	関係会社未 収入金	6, 159
								社員出向 (注2)	21, 748		
								資金の回収 (注3)	15, 170	関係会社長 期貸付金	140, 204
								利息の受取 (注3)	1, 242		
	株式会社 三協梅の 花	福岡県久留米市	10,000	外食事業	所有 直接70%	兼任なし	資金の貸付 食材の供給 管理業務の	食材、製品 の販売 (注1、2)	1, 436	関係会社未	3, 997
	16	П				5. 0	代行	ロイヤリテ ィ等収入 (注 2)	1,970	収入金	3, 997
								社員出向 (注2)	8, 465		
	UMENOHANA (THAILAND) CO., LTD.	タイ国 バンコ ク市	4,300千 バーツ	食品製造業	所有 直接48.9% [0.1] (注9)	兼任 1人	資金の貸付	資金の貸付 (注3)	24, 500	関係会社長 期貸付金 (注8)	299, 189

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 製品の販売については、当社の原価を基に算出した価格により、定期的に交渉のうえ決定しております。
 - 2. 食材の販売、ロイヤリティ等収入、不動産の賃貸借料、社員出向については、親子間取引に伴う覚書に基づいて金額を決定しております。
 - なお、ロイヤリティ等収入には、ロイヤリティ収入、事務手数料等が含まれております。
 - 3. 資金の貸付及び借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。 なお、担保の受入はありません。
 - 4. 設備の賃貸借料については、減価償却費を基に決定しております。
 - 5. 食材、製品の仕入については、各子会社の原価を基に算出した価格により、定期的に交渉のうえ決定しております。
 - 6. 取引金額には、消費税等が含まれておりません。
 - 7. 期末残高には、消費税等が含まれております。
 - 8. 子会社への長期貸付金について、貸倒引当金4,374,923千円を計上しております。 なお、当事業年度において162,938千円の貸倒引当金戻入額及び549,783千円の貸倒引当金繰入額を計 上しております。
 - 9. 議決権の所有割合の[]内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数となっております。

11. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る 事項に関する注記 (5)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

169円17銭

(2) 1株当たり当期純損失

87円71銭

- (注) 1. 銭未満の端数を四捨五入して表示しております。
 - 2. 1株当たりの純資産額の算定に用いられた当事業年度末の普通株式及び1株当たりの当期純損失の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己株式分の他、株式給付信託 (J-ESOP)に残存する当社株式を控除して算定しております。

13. 重要な後発事象に関する注記

(連結子会社間の吸収合併) 及び (連結子会社の吸収合併)

「連結注記表 13. 重要な後発事象に関する注記(連結子会社間の吸収合併)及び(連結子会社の吸収合併)」の記載内容と同一のため省略しております。

(注)連結計算書類・計算書類の千円単位の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2023年6月26日

株式会社 梅 の 花 取締役会御中

如水監査法人

福岡県福岡市

 $^{\mathrm{fi}}$ $^{\mathrm{c}}$ $^{\mathrm{t}}$ $^{\mathrm{l}}$ $^{\mathrm{c}}$ $^{\mathrm{t}}$ $^{\mathrm{l}}$ $^{\mathrm{c}}$ $^{\mathrm{t}}$ $^{\mathrm{l}}$ $^{\mathrm{c}}$ $^{\mathrm{t}}$ $^{\mathrm{l}}$ $^{\mathrm{c}}$ $^{\mathrm{l}}$ $^{\mathrm{c}}$ $^{\mathrm{l}}$ $^{\mathrm{l}}$ $^{\mathrm{l}}$ $^{\mathrm{l}}$

指 定 社 具 公認会計士 児 玉 邦 康 業務執行社員 公認会計士 児 玉 邦 康

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社権の花の2022年5月1日から2023年4月 30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変 動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準 拠して、株式会社梅の花及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の 状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監 査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切 な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成 し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用 における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法 人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、 その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかど うか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかど うか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、そ の事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視すること にある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応 した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明 の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査 人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内 部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積 りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した 監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確 実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、 監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結 計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求め られている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や 状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並び に連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について 報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年6月26日

株式会社 梅 の 花 取締役会御中

如水監査法人

福岡県福岡市

 $^{\mathrm{H}}$ $^{\mathrm{c}}$ $^{\mathrm{t}}$ $^{\mathrm{l}}$ $^{\mathrm{l}}$ $^{\mathrm{c}}$ $^{\mathrm{t}}$ $^{\mathrm{l}}$ $^{\mathrm{l}}$ $^{\mathrm{l}}$ $^{\mathrm{c}}$ $^{\mathrm{l}}$ $^{\mathrm$

指 定 性 員 公認会計士 児 玉 邦 康

監查意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社梅の花の2022年5月1日から2023 年4月30日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書 及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠 して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているも のと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査 法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのそ の他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手 したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し 開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用にお ける取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は その他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その 他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討 すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を 払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応 した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明 の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部 統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積 りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について 報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年5月1日から2023年4月30日までの第44期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の 内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人 等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとと もに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた「監査等委員会監査等基準」等に準拠した当期の監査方針・監査計画に従って職務の分担を行い、会社の内部監査室及び内部統制部門と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役及び使用人等の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、 損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結 貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしまし た。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制 システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認 められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人如水監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人如水監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年6月27日

株式会社 梅 の 花 監査等委員会 監査等委員(常勤)山 本 治 監査等委員(社外)藤 本 宏 文 監査等委員(社外)池 田 勝 監査等委員(社外)井 上 二 郎 監査等委員(社外)南 昌 作

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、安定経営の根幹を成す株主様からの支援に報いるため、株主様への利益配分を安定的かつ継続的に実施することを重要な経営課題と考えております。

昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、当社業績にも甚大な影響を受けておりましたが、2023年4月12日公表の「連結業績予想の修正及び配当予想の修正(復配)に関するお知らせ」のとおり、当初の予想を下回るものの、第7波及び第8波のコロナ禍においても業績が回復し、財務状況も改善していることから、当期業績並びに将来の事業展開に必要な内部留保の水準や株主様への還元等を総合的に勘案いたしまして、その他資本剰余金を原資として以下のとおりとさせていただきたく存じます。

- (1) 配当財産の種類 金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額
 - ①普通株式1株につき 金5円 普通株式配当総額 金40,236,550円
 - ②A種優先株式1株につき 金40,000円 A種優先株式配当総額 金80,000,000円
- (3)剰余金の配当が効力を生ずる日 2023年7月27日

第2号議案 定款の一部変更の件

1. 提案の理由

当社は「第3号議案 吸収合併契約承認の件 1.吸収合併を行う理由」に記載の理由により、株式会社丸平商店を吸収合併することといたしました。また、今後も同様の理由により、他の当社子会社を吸収合併する可能性もあります。このため株式会社丸平商店及び他の当社子会社の事業を承継できるように次のとおり当社定款を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

	(下線は変更部分を示します。)
現行定款	変更案
(目的)	(目的)
第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むこと <u>及び次の</u> 事業を営む会社の株式または持分を所有 することにより、当該会社の事業活動を 支配し、管理することを目的とする。
1. かに類、豆腐、湯葉を原料とする食品及び その他の食品、飲料水の販売	1. 食料品、飲料、製造タバコ、玩具、日用品 雑貨の輸出入及び販売
2. 水産練り製品製造及び販売、ハム・ソーセ ージ・ベーコン、惣菜、パン及びその他の 食品の製造及び販売	2. 装飾品、食器、陶磁器、家具、照明器具、 骨董品、絵画、袋物、織物、和洋小物、包 装資材、その他店舗用什器の輸出入及び販 売

現行定款

- 3. 飲食店の経営業務
- 4. 飲食店のフランチャイズチェーン加盟店の 募集及び指導
- 5. 陶器、陶磁器製品の販売
- 6. 袋物、織物等の販売
- 7. 和洋小物類の販売
- 8. 包装資材の販売
- 9. 食品及び包装資材等の配送業務
- 10. ホテル、旅館の運営、管理及び経営
- 11. 不動産の売買、仲介、斡旋、賃貸及び管理
- 12. エステティックサロンの経営
- 13. 生命保険の募集に関する業務
- 14. 損害保険代理業に関する業務
- 15. 前各号の附帯する一切の業務

変更案

- 3. 農産加工食品、畜産加工食品、水産加工食品、 品、その他の食料品の製造
- 4. 前各号の仲介業、配送業並びに製造及び販売の技術指導
- 5.飲食店、物販店、観光施設、宿泊施設、エステティックサロン、スポーツクラブ、健康トレーニング施設及び駐車場の経営、経営指導及びフランチャイズ
- 6. 著作権、著作隣接権、特許権、実用新案 権、意匠権、商標権等の知的財産権の取 得、使用許諾、売買及び管理
- 7. 通信販売業及びインターネットを利用した 通信販売
- 8. 不動産の売買、仲介、斡旋、賃貸及び管理
- 9. 損害保険の代理業務及び生命保険の募集業 務
- 10. 物品賃貸業、投資
- 11. 土木建築工事及び内装仕上工事に関する設計、施工、管理業務
- 12. 経営コンサルタント及び各種マーケティン グリサーチ業務
- 13. 企業間の提携及び組織再編に関する仲介及 びコンサルタント業務
- 14. 前各号に附帯関連する一切の事業

第3号議案 吸収合併契約承認の件

1. 吸収合併を行う理由

当社は、当社グループにおける事業再編の一環として、当社の完全子会社である株式会社丸平商店(以下「丸平商店」といいます。)の機能を取り込むことで、業務の合理化・効率化及び収益の向上を図るため、2023年8月1日付で丸平商店を吸収合併することといたしました。

なお、本合併に伴い、当社においては合併差損が生じる可能性があるため、会社法第796条第2項ただし書及び第795条第2項第1号の規定により、本合併に係る吸収合併契約のご承認をお願いするものであります。

2. 吸収合併契約の概要

吸収合併契約書(写)

株式会社梅の花(以下、「甲」という。)と株式会社丸平商店(以下、「乙」という。)とは、合併に関し、次のとおり契約を締結する。

(合併の方式)

- 第1条 甲及び乙は合併して、甲は存続し、乙は解散するものとする。
 - 2 甲及び乙の商号及び住所は次のとおりである。

甲 (吸収合併存続会社)

商号 株式会社梅の花

住所 福岡県久留米市天神町146番地

乙(吸収合併消滅会社)

商号 株式会社丸平商店

住所 山口県山口市秋穂二島437番地の49

(効力発生日)

第2条 合併の効力発生日(以下、「効力発生日」という。)は、2023年8月1日とする。ただし、合併手続き の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

(株式の割当て)

第3条 甲及び乙は、乙が甲の完全子会社であるため、合併に際して株式の割当てその他一切の対価の交付を行わないものとする。

(増加する資本金及び準備金の額等)

第4条 甲は、合併によりその資本金の額及び準備金の額を増加しないものとする。

(権利義務の承継)

- 第5条 乙は、2023年4月30日現在の乙の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除した資産、負債その他の権利義務の全部を効力発生日において甲に引き継ぐ。
- 2 乙は、2023年5月1日から効力発生日までの間の資産及び負債の変動につき、別に計算書を作成し、 その内容を明確にする。

(善管注意義務)

第6条 甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意義務を持って業務の 執行及び財産の管理運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、あら かじめ甲乙協議の上、これを行う。

(従業員の引継ぎ)

- 第7条 甲は、効力発生日をもって、乙の従業員全員を甲の従業員として引き継ぐ。
- 2 乙の従業員の退職金計算にまつわる勤続年数については、乙における勤続年数を通算し、その他の事項については、甲乙協議の上、決定する。

(合併条件の変更等)

第8条 本契約締結の日から効力発生日に至る間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産も しくは経営状態に重大な変動を生じたときは、甲乙協議の上、合併条件を変更し又は本契約を解除することが できる。

(合併契約の効力)

第9条 本契約は、甲及び乙の株主総会の承認を得られなかったときは、その効力を失う。

(規定外条項)

第10条 本契約に定めるもののほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲乙協議の上、これを決定する。

以上、本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2023年5月10日

福岡県久留米市天神町146番地 甲 株式会社梅の花 代表取締役社長 本多 裕二 印

山口県山口市秋穂二島437番地の49

代表取締役 本多 裕二 印

乙 株式会社丸平商店

- 3. 会社法施行規則第191条各号に定める事項の内容の概要
 - (1)吸収合併対価の相当性に関する事項及び吸収合併対価について参考となるべき事項 当社が丸平商店の発行済株式の全てを保有しているため、本件吸収合併に際して株式の発行及 び金銭等の交付は行いません。
 - (2) 吸収合併消滅会社の新株予約権の定めの相当性に関する事項 丸平商店は新株予約権を発行しておりません。
 - (3)吸収合併消滅会社の重要な後発事象に関する事項 丸平商店において、最終事業年度末日後に発生した重要な財産の処分、重大な債務の負担その 他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。
 - (4)当社の重要な後発事象に関する事象 当社において、最終事業年度末日後に発生した重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の 会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。
 - (5) 吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容 丸平商店の最終事業年度(2021年5月1日から2022年4月30日まで)に係る計算書類等の内容 につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対し て交付する書面への記載を省略しております。

第4号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 6名選任の件

現在の取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化、充実を図るため、新たに1名増員し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名の選任をお願いしたいと存じます。

監査等委員会は、各再任候補者に関して、当事業年度における業務執行状況及び業績等評価した上で、取締役候補者として適任であると判断しており、1名の新任についても取締役候補として適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歷	所有する 当社の株式数 (株)	
1	ほん だ ゆう ピ 本 多 裕 二 (1952年8月1日生)	1981年 9 月 1995年 6 月 2001年10月 2001年12月 2005年10月 2007年11月 2015年12月 2018年 9 月 2019年10月 2022年 4 月	三角石油ガス株式会社入社 (現株式会社 Misumi) 同社取締役経営計画室長兼財務部長就任 当社入社 当社専務取締役就任 有限会社梅の花plus代表取締役就任 株式会社古市庵 (現株式会社古市庵プラス) 代表取締役就任 当社取締役専務執行役就任 当社代表取締役社長兼COO就任 UMENOHANA (THAILAND) CO., LTD. CEO就任 当社代表取締役社長 (現任) 株式会社丸平商店代表取締役就任 (現任)	普通株式 400
	【取締役候補者とした 当社代表取締役として 知見を有していること 任をお願いするもので			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社の株式数 (株)
2	がら、やま、よし、かつ 村 山 芳 勝 (1960年11月22日生)	1983年10月 1996年7月 2006年12月 2012年12月 2015年8月 2015年2月 2018年9月 2019年5月 2019年10月 2020年5月 2020年8月 2021年4月 2021年5月 2023年2月	株式会社ミドリ電化入社 当社入社 当社取締役人事総務部長就任 当社取締役常務執行役員就任 当社取締役購買部長 当社取締役購買部長就任 株式会社丸平商店代表取締役就任 ヤマグチ水産株式会社代表取締役就任 株式会社梅の花サービス東日本取締役就任 株式会社をラケン代表取締役就任(現任) 当社常務取締役購買・物流担当就任 株式会社梅の花サービス西日本(現株式会社梅の花サービス)代表取締役就任 共式会社特の花サービス西日本(現株式会社梅の花サービス)代表取締役就任 当社常務取締役購買担当 株式会社すし半代表取締役就任(現任) 株式会社梅の花サービス九州取締役就任 当社常務取締役管理部門管掌(現任)	普通株式 1,000
		事業を中心に、	人事・総務及び購買・物流を統括してきた実績	_ ,,,,,,,, ,
	ける豊富な経験を有していることから、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し			

引き続き選任をお願いするものであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略	歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数 (株)
3	起 が たか ひろ 鬼 塚 崇 裕 (1965年8月8日生)	1989年4月 2007年10月 2010年4月 2011年10月 2013年1月 2015年12月 2017年10月 2019年2月 2019年3月 2019年5月 2019年10月 2021年8月 2022年5月 2022年7月 2022年9月 2023年2月	株式会社阪神百貨店入社 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 経営統合推進室部長 同社経営企画室予算計画部長 株式会社家族亭 執行役員経営企画室IR・広報部長 当社取締役執行役経営計画室長就任 株式会社古市庵(現株式会社古市庵プラス) 代表取締役COO就任 株式会社三協梅の花代表取締役就任 株式会社毎の花代表取締役就任 株式会社を協梅の花代表取締役就任 株式会社を対しいのでは表取締役就任 株式会社を対しまでは、 当社取締役経営計画も、人事・総務担当 株式会社市庵プラス代表取締役就任 当社取締役経営計画・人事・総務担当 株式会社古市庵プラス代表取締役就任 (現 任) 当社常務取締役経営計画・人事・総務担当就任 当社常務取締役経営計画・人事・総務担当就任 当社常務取締役経営計画・人事・総務担当就任 当社常務取締役人事担当	
	【取締役候補者とした理由】 当社取締役として経営計画、テイクアウト事業を統括してきた実績と当社の管理業務全般に精通していることから、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略風	を、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社普通株式 の数(株)	
4	まし だ さとし 吉 田 訓 (1973年11月17日生)	1997年 2 月 2008年10月 2011年10月 2015年 8 月 2019年10月 2020年 9 月 2021年 8 月 2022年 7 月 2022年 9 月 2023年 2 月	当社入社 株式会社梅の花plus取締役就任 株式会社梅の花plus取締役営業本部長 株式会社梅の花Service (現株式会社梅の花 サービス) 代表取締役就任 当社物流部長 当社執行役員物流部長 当社執行役員物流部長兼製造担当 当社取締役物流部長兼製造担当就任 当社取締役経営計画室長兼物流・製造担当 当社取締役経営計画室長兼物流・製造担当	普通株式 100	
	【取締役候補者とした理由】 当社取締役としてテイクアウト事業、外食事業を統括してきた実績と物流・製造担当と、グループ全体の事業に関して豊富な経験を有していることから、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、選任をお願いするものであります。				
5	^{ます むら まさ のぶ} 増 村 政 信 (1966年1月18日生)	2008年10月 2015年4月 2018年1月 2019年10月 2021年5月	株式会社西日本銀行入行(現株式会社西日本 シティ銀行) 株式会社西日本シティ銀行 二日市支店営業担当副支店長 同行土井支店長 同行融資統括部格付査定室長 当社経理部長 当社執行役員経理部長 当社取締役経理部長就任 当社取締役経理部長兼総務担当(現任)	普通株式 1,000	
	【取締役候補者とした理由】 当社取締役として財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、また、金融機関との深い信頼関係を 構築しておりますことから、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、選任をお願 いするものであります。				

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社普通株式 の数(株)		
6	おか だ ゆ か 岡 田 由 佳 (1976年5月7日生)	2002年6月 2018年12月 2020年4月 2021年6月	株式会社アレルギーヘルスケア設立 代表取締役就任(現任) 奈良県女性センター入職(奈良県中央子ども家庭相談センター相談員兼務) 和歌山県教育委員会 スクールカウンセラー任用(現任) 株式会社関西スーパーマーケット 独立社外取締役就任	_		
		2021年12月	株式会社関西スーパーマーケット 顧問就任			
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 会社起業の経験があり、会社運営及び食品関係に関する相当程度の知見を有し、公認心理師として高					
	いコミュニケーション能力を有していることから、当社の取締役に相応しい経験と能力を有している					
	と判断し、選任をお願いするものであります。					

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 岡田 由佳氏は、新任の社外取締役候補者であります。同氏の選任が承認された場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出る予定であります。
 - 3. 当社は、役員の職務の遂行にあたり、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に 規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しております。保険料は特約部分も含め会 社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されない等、一定の免責事由があります。

各候補者が取締役(監査等委員である取締役を除く。)に選任され、就任した場合には、当該保険 契約の被保険者となります。

また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第5号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

現在の監査等委員である取締役5名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、1名減員し、監査等委員である取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社の株式数 (株)
1	が 池 田 勝 (1959年2月8日生)	2016年10月 2018年6月	人事部主任調査役就任 同行執行役員グループ統括部長就任 同行常務執行役員秘書部長就任 同行監査役(常勤)就任 株式会社西日本フィナンシャルホールディン グス取締役監査等委員就任 同社執行役員(現任) 株式会社西日本シティ銀行 取締役常務執行役員就任 当社社外取締役(監査等委員)就任(現任)	_
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 銀行での職務経験(監査役・監査等委員を歴任)があり、財務及び会計並びに内部統制に関する相当 程度の知見を有するものでありますので、専門的な視点から取締役の職務執行に対する監督、助言等 いただくことを期待して、引き続き選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数 (株)		
2	いの うえ ビ ろう 井 上 二 郎 (1967年4月8日生)	1990年 4 月 東陶機器株式会社入社 1994年10月 中央監査法人(旧中央青山監査法人)入所 2000年 4 月 公認会計士開業登録(15541号) 2004年 2 月 井上二郎公認会計士事務所所長(現任) 2021年 7 月 当社社外取締役(監査等委員)就任(現任)			
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 過去に直接経営に関与した経験はありませんが公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関す る相当程度の知見を有するものでありますので、専門的な視点から取締役の職務執行に対する監督、 助言等いただくことを期待して、選任をお願いするものであります。				
3	帝 昌 作 (1972年6月8日生)	2000年4月御堂筋法律事務所入所2007年10月リーガル・ソリューション法律事務所所長 就任(現任)2018年8月国立大学法人神戸大学地域イノベーション・ エコシステム形成プログラム利益相反委員会 学外専門家委員就任(現任)2021年7月当社社外取締役(監査等委員)就任(現任)	_		
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 過去に直接経営に関与した経験はありませんが弁護士の資格を有しており、企業法務及び内部統制に 関する相当程度の知見を有するものでありますので、専門的な視点から取締役の職務執行に対する監 督、助言等いただくことを期待して、選任をお願いするものであります。				

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社の株式数 (株)
4	が ざき ひで ゆき 宮 崎 秀 之 (1957年9月20日生)	1986年 5月 1997年11月 1999年 4月 2004年10月 2016年 5月 2017年 9月 2022年 9月	当社入社 九州営業部次長 内部監査室長 営業本部部長 内部監査室長 内部監査室長 内部監査室長(嘱託社員) 監査等委員会サポート担当(現任)	普通株式 800
	【取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 当社において、事業推進と内部監査室長の経験があり、事業経営及び内部統制に関する相当程度の知 見を有するものでありますので、専門的な視点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただく ことを期待して、選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 当社は社外取締役候補者である池田 勝氏、井上 二郎氏及び南 昌作氏との間で、会社法第427条 第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結 しております。

当社の社外取締役は、会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

池田 勝氏、井上 二郎氏及び南 昌作氏の選任が承認された場合は、3名との間で当該契約を継続する予定であります。

3. 当社は、役員の職務の執行にあたり、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。各候補者が監査等委員である取締役に選任され、就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。

また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

- 4. 宮崎 秀之氏は、新任の取締役候補者であります。
- 5. 井上 二郎氏及び南 昌作氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定 し同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とす る予定であります。
- 6. 池田 勝氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年8ヶ月となります。井 上 二郎氏及び南 昌作氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもってそれぞれ2 年となります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場:ホテルニュープラザ久留米 3階 筑紫の間

〒830-0031 福岡県久留米市六ツ門町16-1

TEL: 0942-33-0010

- ●西鉄久留米駅より徒歩7分
- ●駐車場の台数には限りがございますので、できるだけ 公共交通機関をご利用くださいますようお願いいたします。
- ●ご出席の株主様へのお土産及び会場でのお茶のご用意はございません。

